

# 「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」における自己点検について

## 1 橋樹官衙遺跡群の概要

橋樹官衙遺跡群は、古代武蔵国橋樹郡の役所跡です。「橋樹郡家（ぐうけ）跡」（高津区千年）とその西側に隣接する古代寺院跡である「影向寺遺跡」（宮前区野川本町）から構成されています。本遺跡群は、7世紀後半の地方行政組織である評（ひょう）の役所の成立の背景や構造、そこから郡家へと発展する過程やその後の廃絶に至るまでの経過をたどることができる稀有な遺跡であり、古代橋樹郡における7世紀から10世紀の地方官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27（2015）年に川崎市初の国史跡に指定されました。

国史跡指定後、川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会（以下「調査整備委員会」という。）の指導・助言を得ながら、「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」（以下「保存活用計画」という。）を平成29年（2017）年に策定しました。また、平成30（2018）年度には、史跡の保存・整備・活用を通じた遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値をいかしたまちづくりの推進に向けて、保存整備に関する詳細な内容について定めた「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定しました。この整備基本計画に基づき、現在、令和元（2019）年度から短期計画第1期に着手しています。

## 2 史跡整備について

短期計画第1期では、主に橋樹郡家跡にある「たちばな古代の丘緑地」の整備（公園整備及び建物復元整備）を推進しています。整備予定地周辺の発掘調査を継続して実施することで、遺跡の全容を明らかにし、貴重な遺跡が破壊されないよう保全するとともに、歴史的価値を広く市民に周知できるよう整備を行っています。また、調査地の現地見学会や各種講座講演会・学校への出前授業等様々な普及事業を実施して、史跡の周知・魅力向上を図っています。

## 3 計画の進捗管理と自己点検について

橋樹官衙遺跡群では、将来にわたる遺跡群の保存管理・活用等の基本方針を示す「保存活用計画」を策定し、概ね10か年の短期計画と、概ね30か年の長期計画に基づき進捗管理を進め、橋樹官衙遺跡群の保存・整備・活用を推進しています。

「保存活用計画」では、「保存管理、活用、整備、管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題抽出等の指標を明示した自己点検シートを用いて、概ね5年ごとに川崎市教育委員会において自己点検を行う」としています。今回の点検期間は平成30年度から令和4年度の5年間で、調査整備委員会に事業報告の上、自己点検シートを提示し、意見聴取、内容を修正ののち、令和5年2月開催の調査整備委員会で自己点検結果を報告しました。「保存活用計画」は教育委員会の御承認により策定されていることから、このたびの自己点検結果について、教育委員会に御報告するものです。

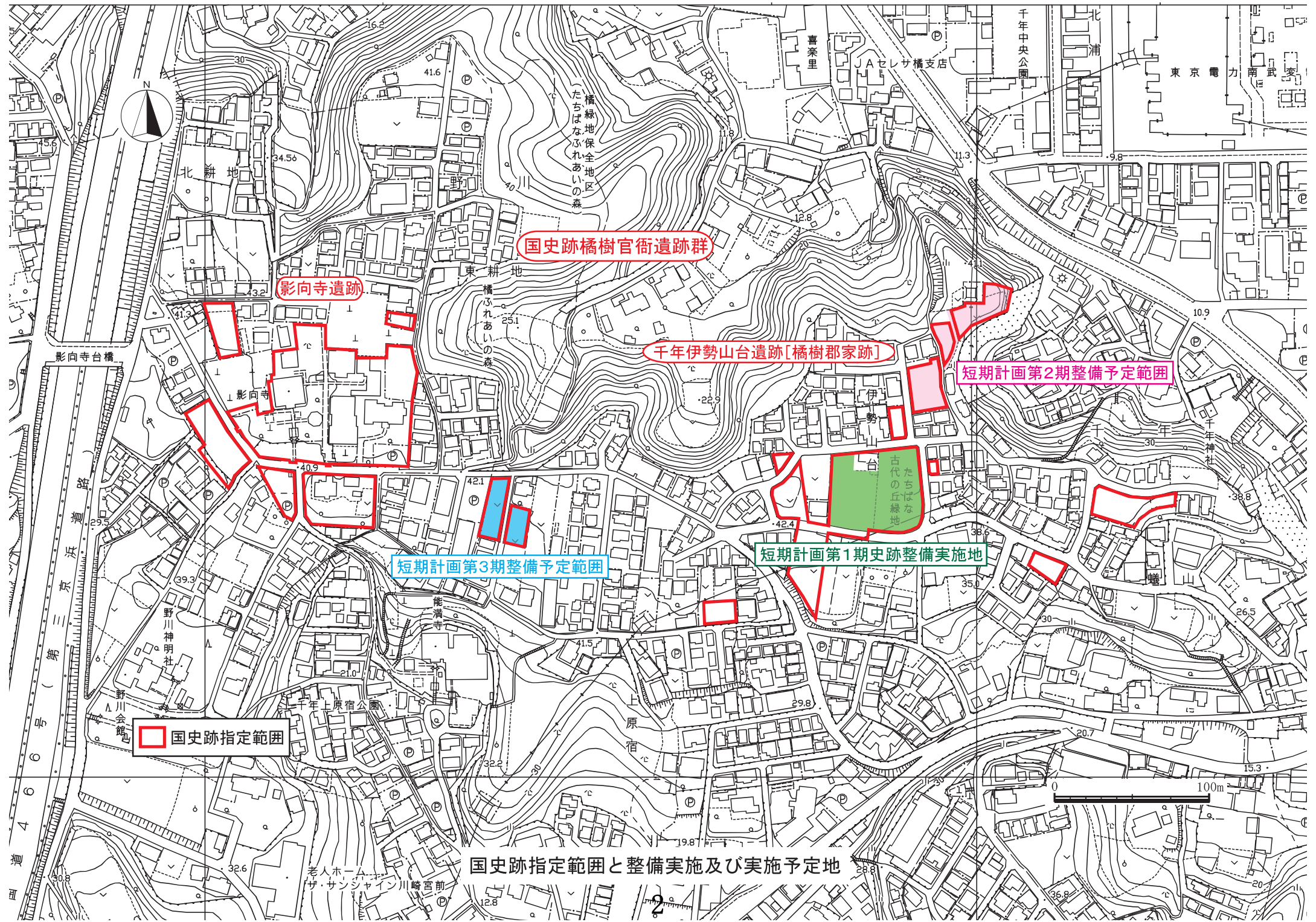
## 4 自己点検シートについて

自己点検シートは4区分計29項目について、各項目の指標に基づき、計画上の事業実施成果・課題を踏まえA～Eの5段階で自己評価をしています。この自己点検シートの内容は、今後の保存活用計画の見直しや新たな事業等の企画立案に際しての基礎資料として活用します。



短期計画第1期整備イメージ図





国史跡橋樹官衙遺跡群

影向寺遺跡

千年伊勢山台遺跡[橋樹郡家跡]

短期計画第2期整備予定範囲

短期計画第3期整備予定範囲

短期計画第1期史跡整備実施地

国史跡指定範囲

国史跡指定範囲と整備実施及び実施予定地

## 国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート総括表

史跡の名称	史跡橋樹官衙遺跡群					
管理団体	川崎市					
自己点検項目						
(各項目に対する達成度 [五段階評価] : 高い・やや高い・普通・やや低い・低い)						
	A	B	C	D	E	評価
① 保存管理	ア) 史跡指定地内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保存されているか。					A
	イ) 記録図面類や出土遺物は適切に保管・管理されているか。					A
	ウ) 史跡の本質的な価値を有しないその他の要素（建築物・工作物・道路・水路・埋設物・木竹等）について、遺構を傷つけることなく除去が行われているか。					A
	エ) 指定地内の民有地の公有地化に向け、土地の権利者の要望等を踏まえた計画的な働きかけをしているか。					B
	オ) 史跡周辺的环境保全のために、地元住民や関連団体・機関等との合意・連携は図られているか。					B
	カ) 関係法令・関係計画に定められた内容等の具体的な方策を定め、史跡周辺的环境を良好に保全するために適切な措置がとられているか。					B
	キ) 橋樹官衙遺跡群の保存管理を図るため、継続的かつ計画的な調査・研究が行われているか。					A
② 活用	ア) 活用事業に関係する人々は、遺跡群の価値を共有した上で、参画できているか。					A
	イ) 史跡が武蔵国橋樹郡家（郡衙）や古代影向寺を学ぶ場として機能しているか。					A
	ウ) 橋樹官衙遺跡群として、橋樹郡家（郡衙）や古代影向寺等を学ぶために必要な情報や機会を提供しているか。					B
	エ) 学校教育との連携は図られているか。					C
	オ) 生涯学習活動との連携は図られているか。					B
	カ) 市民の交流の場・憩いの場として活用されているか。					C
	キ) 川崎市域の歴史的・文化的資産との連携は図られているか。					B
	ク) 市外・県外の古代官衙関連遺跡との連携は図られているか。					C
	ケ) 活用事業に関連した各種調査及び調査成果は適切に整理・公開されているか。					B
	コ) 史跡の価値を広く周知するための情報発信は適切に行われているか。					B
	サ) 駐車場や駐輪施設等、利活用のための利便性向上が図られているか。					C
シ) 史跡へのアクセスについて、既存の公共交通との連携は図られているか。					C	
③ 整備	ア) 遺跡保護のため適切な整備が行われているか。					B
	イ) 公有地の適切な活用が図られているか。					C
	ウ) 地元住民や関係団体・機関等の要望をふまえた整備が行われているか。					B
④ 管理運営と体制	ア) 保存管理・活用に必要な、適切な体制が整備されているか。					C
	イ) 市民と協働した保存・活用の運営は、適切な方法で実施されているか。					C
	ウ) 史跡保存会等の育成は適切に図られているか。					C
	エ) 国・県・市等の関係行政機関との連携が図られているか。					B
	オ) 周辺公共施設等との連携が図られているか。					B
	カ) 関係機関等との情報共有は適切に行われているか。					B
	キ) 保存管理・活用・整備・維持管理・運営に必要な予算や人員を十分確保し、それぞれの活動に適切に配分できているか。					C

## 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会による総評

川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会（以下「委員会」という。）は、別添の川崎市教育委員会による点検シートの評価を了承する。ただし、自己点検シートで評価しきれない以下の点を示し、委員会による総評とする。

- 1 自己点検シートの「保存管理」について、「保存活用計画」策定時には俎上に上がっていなかった土地の公有地化を積極的に実施し、公有地がこの5年間で3倍以上に広がり、遺跡の保存が図られていることは高く評価できる。
- 2 自己点検シートの「活用」について、「保存活用計画」策定からの5年間、コロナ禍の時期があつたにもかかわらず、市民等を対象とした各種活用事業を積極的に実施したことは高く評価できる。現在、「整備基本計画」短期計画第1期に基づく整備を実施中であり、史跡公園を活用した取組みが難しいが、完了した際にはさらに充実した内容になるものと期待している。
- 3 自己点検シートの「整備」について、周辺住民等の意見をきめ細やかに聴取しつつ、それらを整備内容に適切に反映し進めており、高く評価する。
- 4 自己点検シートの「管理運営と体制」について、少人数の体制であるものの各種活用事業・史跡整備の実施等多岐にわたる多くの成果を挙げており、良く評価できる。短期計画第1期の整備完了後は、さらに充実した活用・整備を実施するため、体制の強化にも努めてもらいたい。
- 5 活用・整備・管理運営のいくつかの項目については、第1期計画が完了してから本格的に取り組むべき課題が含まれているので、B・C評価としたものが多い。



## 自己点検シート説明資料

① 保存 管理	ア) 史跡指定地内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保存されているか。	A 現地は盛土をし、遺構・遺物は十分に保存されている。
	イ) 記録図面類や出土遺物は適切に保管・管理されているか。	A 適切に保存・管理されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財課、栗木埋蔵文化財収蔵施設で保管（図面は他の遺物とともに保管・管理：平成30年度）</li> <li>・文化財課、栗木埋蔵文化財収蔵施設、南河原理蔵文化財収蔵施設で保管（図面は他の遺物とともに保管・管理：令和元～2年度）</li> <li>・文化財課、栗木埋蔵文化財収蔵施設、南河原理蔵文化財収蔵施設で保管（図面は他の遺物とともに保管・管理：令和3年度～）</li> </ul>
	ウ) 史跡の本質的な価値を有しないその他の要素（建築物・工作物・道路・水路・埋設物・木竹等）について、遺構を傷つけることなく除去が行われているか。	A 適切に実施している。
	エ) 指定地内の私有地の公有地化に向け、土地の権利者の要望等を踏まえた計画的な働きかけをしているか。	B 土地の権利者の要望等を踏まえた計画的な働きかけをしている。 公有地化総面積（平成29年度時点：2,740.29㎡） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度：3,397.75㎡</li> <li>・令和元年度：6,098.97㎡</li> <li>・令和2年度：6,236.94㎡</li> <li>・令和3年度：8,752.21㎡</li> <li>・令和4年度：9,166.67㎡ [指定地の42.4%]</li> </ul>
	オ) 史跡周辺の環境保全のために、地元住民や関連団体・機関等との合意・連携は図られているか。	B 地元住民や関連団体・機関等との合意・連携を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・橘樹郡衙跡史跡保存会</li> <li>・影向寺重要文化財・史跡保存会</li> </ul> （令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大のため、活動を縮小。）
	カ) 関係法令・関係計画に定められた内容等の具体的な方策を定め、史跡周辺の環境を良好に保全するために適切な措置がとられているか。	B 必要に応じて関係機関等と協議し、適切に実施している。

<p>キ) 橘樹官衙遺跡群の保存管理を図るため、継続的かつ計画的な調査・研究が行われているか。</p>	<p><b>A</b> 継続的な調査と担当職員による保存活用に係る論文等の発表を実施している。 橘樹官衙遺跡群確認調査事業の実施 平成30年度：橘樹郡家跡第27～29次調査・影向寺遺跡第23・24次調査 令和元年度：橘樹郡家跡第30次調査・影向寺遺跡第25～28次調査 令和2年度：橘樹郡家跡第31・32次調査・影向寺遺跡第29次調査 令和3年度：橘樹郡家跡第35次調査・影向寺遺跡第31次調査 令和4年度：影向寺遺跡第32・33次調査・橘樹郡家跡第36・37次調査</p>
<p>ア) 活用事業に関係する人々は、遺跡群の価値を共有した上で、参画できているか。</p>	<p><b>A</b> 史跡に関する活用事業等については価値を共有した上で参画できている。 令和4年度は、景観や植物に関する講座を実施したが、講座開始前や途中で橘樹官衙遺跡群に関する内容も説明し、価値を共有できるようにしている。</p>
<p>イ) 史跡が武蔵国橘樹郡家（郡衙）や古代影向寺を学ぶ場として機能しているか。</p>	<p><b>A</b> 史跡めぐりをはじめとした事業を実施する等、史跡が遺跡を学ぶ場として機能している。 ・史跡めぐり・ミニ史跡めぐり「古代の橘樹をゆく」（計168名） ・橘樹学連続講座「古代橘樹を知り、活用する！」（計240名） （令和2年度：会場38名・オンライン129名、令和3年度：73名、令和4年度：小学校社会科研究会40名、31名）</p>
<p>ウ) 橘樹官衙遺跡群として、橘樹郡家（郡衙）や古代影向寺等を学ぶために必要な情報や機会を提供しているか。</p>	<p><b>A</b> 橘樹学連続講座等を実施し、遺跡を学ぶために必要な情報や機会を提供している。 ・史跡めぐり、ミニ史跡めぐり「古代の橘樹をゆく」（計168名） （平成30年度：34名、令和元年度：72名、令和2年度：38名、令和3年度：24名） ・橘樹学連続講座「古代橘樹を知り、活用する！」（計240名） （令和2年度：会場38名・オンライン129名、令和3年度：73名、令和4年度：小学校社会科研究会40名、31名） ・橘ふるさと祭りにおける展示等（計210名） （平成30年度：30名、令和元年度：180名） ・古代衣装体験（10名：令和元年度） ・橘樹官衙遺跡群 解説板内容変更（たちばな古代の丘緑地内の解説板を最新調査成果に変更：令和元年度） ・『国史跡指定5周年記念シンポジウム「橘樹郡誕生！」～橘樹郡家・古代影向寺どうしてここに？～』刊行（令和元年度） ・橘樹官衙遺跡群総合案内板作成（中原街道「橘樹官衙入口」横断歩道脇：令和2年度） ・「无射志国荏原評銘文字瓦」レプリカ製作（令和2年度） ・川崎市遺跡リーフレット②・③「橘樹学連続講座 古代橘樹を知り、活用する！！Ⅰ・Ⅱ」刊行（令和2・3年度）</p>

<p>エ) 学校教育との連携は図られているか。</p>	<p><b>C</b> 小学校との連携ができるように努力している。          ・小学校社会科研究会の教員向けの橘樹学連続講座を実施「学校教育と橘樹官衙遺跡群」（令和4年度：40名）          ・橘小学校での出前授業（令和4年度：4クラス120名）</p>
<p>オ) 生涯学習活動との連携は図られているか。</p>	<p><b>B</b> 積極的に生涯学習活動との連携を図っている。          ・高津歴史・文化研究会（高津市民館）主催「高津区文化振興事業」（平成30年度）          ・馬絹町内会「川崎市初の国史跡古代の『橘樹官衙遺跡群』と『矢上川を観る』」（平成30年度）          ・たちばなの緑と歴史をめぐる実行委員会・高津市民館橘分館主催「たちばなの緑と歴史をめぐる」（平成30年度）          ・高津区まちづくり協議会第2回全体会高津区まちづくり協議会主催「千年・子母口コースを歩く会」（平成30年度）          ・宮前市民館主催「宮前を知って歩いて楽しもう」（令和元年度）          ・青葉区郷土史の会主催「橘樹官衙遺跡群について」（令和元年度）          ・宮前区観光協会主催（宮前区役所地域振興課協力）「社会見学（ウォークラリー）」（令和元年度）          ・多摩区観光協会主催ガイドツアー「二ヶ領用水の歴史と古代橘樹をゆく」（令和元年度）          ・高津市民館橘分館主催「プラたちカメラマン養成講座」（令和元年度）          ・第43回神奈川県遺跡調査・研究発表会「橘樹官衙遺跡群 国史跡指定5周年記念 ―橘樹郡家跡と影向寺遺跡の最新調査成果―」（令和元年度）          ・高津区文化振興事業「もっと知りたい高津！もっと知ろう高津 高津のさんぽみちガイド養成講座（実践編）」（令和2年度）          ・セブンカルチャーセンター『古代の歴史紐解きを―く』『影向寺と橘樹郡衙跡』（令和2年度）          ・こども文化センター（子母口・末長・新作）への講師派遣（令和2年度）          ・高津区文化振興事業「もっと知りたい高津！もっと知ろう高津 高津のさんぽみちガイド養成講座」（第1回「橘樹の貝塚と古墳古代のロマンを探る～高津区の歴史を知る～」第2回「高津区内の遺跡めぐり」）（令和3年度）          ・多摩の伝承・伝統文化を考える会「川崎市の文化財」と「橘樹官衙遺跡群」について（令和4年度）          ・宮前歴史探究会ウォーキングツアー（令和4年度）          ・宮前市民館主催「宮前を知って歩いて楽しもう」（令和4年度）</p>
<p>カ) 市民の交流の場・憩いの場として活用されているか。</p>	<p><b>C</b> 近隣の住民だけでなく、保育園・幼稚園の散歩コースとして、まち歩きのコースとしての利用も多い。しかし、交流についてはイベント等の実施も必要になることから、これからの課題でもある。</p>
<p>キ) 川崎市域の歴史的・文化的資産との連携は図られているか。</p>	<p><b>B</b> 史跡めぐりでは周辺の文化財・遺跡を含め実施している。</p>

<p>ク) 市外・県外の古代官衙関連遺跡との連携は図られているか。</p>	<p><b>C</b> シンポジウム等を他自治体と共同で実施しているが、連携としては連絡会議等のネットワークの構築等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度文化庁・地域と協働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業連携講座「斎宮跡と古代官衙」(平成30年度)</li> <li>・国史跡指定5周年記念シンポジウム「橘樹郡誕生！」～橘樹郡家・古代影向寺どうしてここに？～(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止：令和元年度)</li> <li>・令和3年「橘樹学連続講座 古代橘樹を知り、活用する！！」 四日市市教育委員会 石毛彩子「久留倍官衙遺跡の保存と活用」</li> </ul>
<p>ケ) 活用事業に関連した各種調査及び調査成果は適切に整理・公開されているか。</p>	<p><b>B</b> 調査見学会への参加者が増加するとともに、アンケートの結果からは概ね高評価でリピーターも多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・影向寺遺跡第23・27・33次調査現地見学会(計365名) (平成30年度：100名、令和元年度：80名、令和4年度：185名)</li> <li>・橘樹郡家跡第28・30・32・35次調査(計511名) (平成30年度：140名、令和元年度：100名、令和2年度：89名、令和3年度：182名)</li> </ul>
<p>コ) 史跡の価値を広く周知するための情報発信は適切に行われているか。</p>	<p><b>B</b> 史跡の価値を広く周知するための情報発信を刊行物やホームページやメールマガジン等で適切に行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度文化庁・地域と協働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業連携講座「斎宮跡と古代官衙」(平成30年度)</li> <li>・国史跡指定5周年記念シンポジウム「橘樹郡誕生！」～橘樹郡家・古代影向寺どうしてここに？～(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止：令和元年度)</li> <li>・史跡めぐり・ミニ史跡めぐり「古代の橘樹をゆく」(計168名)</li> <li>・橘樹学連続講座「古代橘樹を知り、活用する！」(計240名) (令和2年度：会場38名・オンライン129名、令和3年度：73名、令和4年度：小学校社会科研究会40名、31名)</li> <li>・橘樹官衙遺跡群 解説板内容変更(たちばな古代の丘緑地内の解説板を最新調査成果に変更：令和元年度)</li> <li>・『国史跡指定5周年記念シンポジウム「橘樹郡誕生！」～橘樹郡家・古代影向寺どうしてここに？～』刊行(令和元年度)</li> <li>・橘樹官衙遺跡群 解説板内容変更(たちばな古代の丘緑地内の解説板を最新調査成果に変更：令和2年度)</li> <li>・川崎市遺跡リーフレット②・③「橘樹学連続講座 古代橘樹を知り、活用する！！Ⅰ・Ⅱ」刊行(令和2・3年度)</li> </ul>
<p>サ) 駐車場や駐輪場施設等、利活用のための利便性向上が図られているか。</p>	<p><b>C</b> 短期計画第1期の整備では身体障害者用の駐車スペースを設けている。</p>



	シ) 史跡へのアクセスについて、既存の公共交通との連携は図られているか。	C 史跡の立地上、史跡まで公共共通で到達することは難しいが、台地下の最寄りのバス停からアクセス可能である。
③ 整備	ア) 遺構保護のため適切な整備が行われているか。	B 遺跡との間に十分な保護層を設け整備を適切に実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「整備基本計画」策定（平成30年度）</li> <li>・短期計画第1基に着手（令和元年度）</li> <li>・「整備基本計画」基本設計書（緑地計画）作成（令和2年度）</li> <li>・「整備基本計画」基本設計書（建物復元）作成（令和3年度）</li> <li>・「整備基本計画」実施設計書（緑地計画）、「整備基本計画」実施設計書（建物復元）作成（令和3年度）</li> <li>・史跡公園整備工事・建物復元工事着手（令和4年度）</li> </ul>
	イ) 公有地の適切な活用が図られているか。	C 公有地の適切な活用を図るべく、整備基本計画を策定し、仮整備を経て、短期計画第1期整備工事に着手している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮整備を実施（植栽・解説板：令和3年度）</li> <li>・短期計画第1期整備工事着手（令和4年度）</li> </ul>
	ウ) 地元住民や関係団体・機関等の要望をふまえた整備が行われているか。	C 地元住民や関係団体・機関等の要望をふまえた整備計画を作成している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画第1期を推進するにあたり、公園の照明照度等の工夫し設計を実施（令和2・3年度）</li> </ul>
	ア) 保存管理・活用に必要な、適切な体制が整備されているか。	C 必要最低限は確保できているが、第1期整備終了後の活用をさらに充実させるためには体制の整備が必要である。
	イ) 市民と協働した保存・活用の運営は、適切な体制が整備されているか。	C 地元自治会が史跡の環境整備を実施しているが、短期計画第1期整備完了後は、公園の活用等さらに多くの市民と実施できるような体制としていく。
	ウ) 史跡保存会等の育成は適切に図られているか。	C 高齢化が進んでいることから、次世代の育成が必要である。

④ 管理運営と体制	エ) 国・県・市等の関係行政機関との連携が図られているか。	B 関係行政機関と連携し、整備等を進めている。
	オ) 周辺公共施設等との連携が図られているか。	B 高津区役所、宮前区役所等と連携し事業等を実施。
	カ) 関係機関等との情報共有は適切に行われているか。	B 関係機関等との情報共有を適切に行っている。 ・ 庁内検討委員会・幹事会を計6回実施（平成30年度） ・ まちづくり局、高津区道路公園センター、公共用地課との調整及び情報共有（令和元年度～）
	キ) 保存管理・活用・整備・維持管理・運営に必要な予算や人員を十分確保し、それぞれの活動に適切に配分できているか。	C 「保存活用計画」策定後、庁内での協力を得て体制を強化しているが、公有化・整備・活用等に費やす時間・経費等が増大しており、十分な人員が確保されていないことから、今後も更なる体制の強化が必要である。